請求書（選挙運動用自動車の使用）

丸亀市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年　　月　　日

丸亀市長　　　　　　　　　　あて

住　　所

氏　　名

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

1　請求金額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

2　内　　訳　　　　別紙請求内訳書のとおり

3　令和7年4月20日執行　丸亀市長選挙

4　候補者の氏名

5　銀行名、口座名及び口座番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 預金種別 | □当座　□普通 | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |

注意：1　預金種別は□欄に✔印を付してください。

　　　2　口座名義人と請求者は同一人としてください。

備考

1　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合は、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ｡)の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2　候補者が供託物を没収された場合は、丸亀市に支払を請求することはできません。

3　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された｢確認金額｣の範囲内に限られています。

別紙その2

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 借入れ金額(ア) | 基準限度額(イ) | 請求金額 | 備考 |
| 令和7年4月13日 | 円 | 16,100円×1台＝**16,100円** | 円 |  |
| 令和7年4月14日 | 円 | 16,100円×1台＝**16,100円** | 円 |  |
| 令和7年4月15日 | 円 | 16,100円×1台＝**16,100円** | 円 |  |
| 令和7年4月16日 | 円 | 16,100円×1台＝**16,100円** | 円 |  |
| 令和7年4月17日 | 円 | 16,100円×1台＝**16,100円** | 円 |  |
| 令和7年4月18日 | 円 | 16,100円×1台＝**16,100円** | 円 |  |
| 令和7年4月19日 | 円 | 16,100円×1台＝**16,100円** | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

備考　「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。